

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和6年9月18日(2024.9.18)

【国際公開番号】WO2022/056215  
 【公表番号】特表2023-540792(P2023-540792A)  
 【公表日】令和5年9月26日(2023.9.26)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-181  
 【出願番号】特願2023-515868(P2023-515868)  
 【国際特許分類】

10

A 6 3 B 53/06(2015.01)

A 6 3 B 53/04(2015.01)

A 6 3 B 60/02(2015.01)

A 6 3 B 102/32(2015.01)

【FI】

A 6 3 B 53/06 B

A 6 3 B 53/04 A

A 6 3 B 60/02

A 6 3 B 102:32

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月9日(2024.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フェアウェイタイプのゴルフクラブヘッドであって、

30

クラブヘッドを備えており、前記クラブヘッドが、

前開口部を有している前部分と、後部分と、トゥ部分と、ヒール部分と、インサート凹部を規定しているソールと、クラウンリターンと、を備えており、前記後部分、前記トゥ部分、前記ヒール部分、前記ソール、及び、前記クラウンリターンが、クラウン窓を規定している、メインボディ部分と、

前記前開口部内に受容されるフェースカップであって、幾何学的中心を有している打撃フェースを備えている、フェースカップと、

前記インサート凹部内に受容されるソールインサートと、

前記クラウン窓内に受容されるクラウンインサートであって、前記クラウンインサート及び前記メインボディクラウンリターンが、クラウンを規定している、クラウンインサートと、を備えており、

40

前記クラブヘッドが、

前記クラブヘッドの前記ソールに接する地表面と、

前記幾何学的中心において前記打撃フェースに接するロフト面と、

前記打撃フェースの前記幾何学的中心を原点にするとともに、X軸、Y軸、及び、Z軸を有している座標系と、を規定しており、

前記Z軸が、前後方向において、前記地表面に対して平行に延びており、

前記Y軸が、クラウン-ソール方向において、前記Z軸に対して垂直に延びており、

前記X軸が、ヒール-トゥ方向において、前記Y軸及び前記Z軸に対して垂直に延びており、

50

前記クラブヘッドがさらに、  
 前記幾何学的中心を通っているととも前記 Y 軸及び前記 Z 軸に沿った Y Z 面と、  
 前記打撃フェース上に、前記地表面から 0.55 インチから 0.75 インチの範囲の鉛直距離において、前記 Y Z 面上に配置された力線インパクト点 (FLIP) と、  
 前記 FLIP から後方に、前記 FLIP において前記打撃フェースに対して垂直に延びる力線インパクト点 (FLIP) 軸と、を規定しており、  
 前記クラブヘッドの CG が、CGX<sub>1</sub>、CGY<sub>1</sub>、及び、CGZ<sub>1</sub> において配置されており、  
 前記 CGX<sub>1</sub> が、前記幾何学的中心から前記 X 軸に対して平行に測定されており、前記 CGX<sub>1</sub> が、0.010 インチから 0.020 インチの範囲内にあり、  
 前記 CGY<sub>1</sub> が、前記 クラブヘッドの CG から前記 Z 軸に対して垂直に測定されており、前記 CGY<sub>1</sub> が、0.20 インチから 0.30 インチの範囲内にあり、  
 前記 CGZ<sub>1</sub> が、前記幾何学的中心から前記 Z 軸に対して平行に、後方に測定されており、前記 CGZ<sub>1</sub> が、1.00 インチから 1.25 インチの範囲内にあり、  
 前記 CGX<sub>1</sub>、前記 CGY<sub>1</sub>、及び、前記 CGZ<sub>1</sub> が、仮想矩形ボックスを規定しており、  
 前記クラブヘッドの CG が、前記仮想矩形ボックス内に配置されており、  
 前記クラブヘッドの CG がさらに、前記クラブヘッドの CG から前記 FLIP 軸に対して垂直に測定された CGF<sub>1</sub> において配置されており、  
 前記 CGF<sub>1</sub> が、0.000 インチから 0.040 インチの範囲内にある、  
 フェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

10

20

## 【請求項 2】

前記インサート凹部が、インサート凹部床を介して、前記ソール部分内へ前記クラウンに向けて凹んでいる、請求項 1 に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

## 【請求項 3】

前記ソールインサートが、  
 前縁、後縁、ヒール側縁、及び、トゥ側縁を有している外周部と、  
 メインボディフランジと、  
 ヒール方向延長部と、  
 トウ方向延長部であって、前記ヒール方向延長部及び前記トゥ方向延長部が、前記前縁の付近に位置決めされているとともに、前記メインボディフランジから外方に延びている、トゥ方向延長部と、  
 頂表面と、  
 前記ソールの一部分を成している底表面と、を有している、請求項 2 に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

30

## 【請求項 4】

前記前縁の一部分が、前記後縁の一部分に対して非平行であり、  
 前記ヒール側縁の一部分が、前記トゥ側縁の一部分に対して非平行である、請求項 3 に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

## 【請求項 5】

前記ソールインサートが、70 グラムから 90 グラムの間の質量を有している、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

40

## 【請求項 6】

前記ソールインサートがさらに、ソールインサートの重心 (CG) を有しており、  
 前記ソールインサートの CG が、前記地表面に対して垂直に測定されたソールインサート CGY<sub>2</sub> において配置されており、  
 前記ソールインサート CGY<sub>2</sub> が、0.05 インチから 0.15 インチの間である、請求項 5 に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

## 【請求項 7】

前記クラブヘッドの CG がさらに、前記地表面に対して垂直に測定されたクラブヘッド

50

C G Y<sub>2</sub>において配置されており、

前記クラブヘッドC G Y<sub>2</sub>が、0.30インチから0.40インチの間であり、

前記クラブヘッドC G Y<sub>2</sub>と前記ソールインサートC G Y<sub>2</sub>との間の第1のC G比率が、以下の数式、

【数1】

$$\frac{\text{ソールインサートC G Y}_2}{\text{クラブヘッドC G Y}_2} * \text{ソールインサート質量} \geq 20$$

を満たしている、請求項6に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項8】

10

前記地表面からの前記鉛直距離が、0.65インチである、請求項1~7のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項9】

前記メインボディが、チタン合金で形成されている、請求項1~8のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項10】

前記メインボディが、繊維強化プラスチックで形成されている、請求項1~8のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項11】

前記フェースカップが、鋼合金で形成されている、請求項1~10のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

20

【請求項12】

前記クラウンインサートが、メインボディ密度及びフェースカップ密度よりも低い密度を有している、請求項1~11のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項13】

前記クラウンインサートが、前記メインボディに巻き付いているとともに、前記ソールの一部分を成している、請求項1~12のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項14】

30

前記ゴルフクラブヘッドの周囲の一連の点によって規定された外周部をさらに有しており、

前記一連の点の各々が、前記ゴルフクラブヘッドがアドレス位置にあるときに、前記地表面に対して垂直に描かれた線に接しており、

前記外周部が、前記一連の点の集合であり、

前記外周部が、前記ゴルフクラブヘッドの上側部分及び下側部分を規定しており、

前記上側部分が、前記外周部よりも上における、前記打撃フェースを除いた前記ゴルフクラブヘッドの一部分として規定されており、

前記下側部分が、前記外周部よりも下における、前記打撃フェースを除いた前記ゴルフクラブヘッドの一部分として規定されている、請求項1~13のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

40

【請求項15】

前記下側部分が、少なくとも3つの異なる素材を含んでいる、請求項14に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項16】

前記ソールインサートが、下側部分外側表面の少なくとも20%を成している、請求項14又は15に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項17】

前記ゴルフクラブヘッドがさらに、取り外し可能な後部ウェイトを備えている、請求項1~16のいずれか一項に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

50

【請求項 18】

前記後部ウェイトが、1グラムから35グラムの範囲内の質量を有している、請求項17に記載のフェアウェイタイプのゴルフクラブヘッド。

10

20

30

40

50